

令和8年10月募集 職員採用試験募集要項

【令和9年4月1日採用】

① 常勤職員（社会福祉士・社会福祉主事）

② 契約職員（地域福祉に関心のある方）

③ 非常勤職員（社会福祉士・主任介護支援専門員）

④ // （地域福祉に関心のある方）

（重複申込可）

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会

最新の職員採用情報は、こちら
からもご覧いただけます。→



社会福祉法人 堺市社会福祉協議会
職員採用試験募集要項

1. 試験区分・受験資格等

① 常勤職員（社会福祉士・社会福祉士受験資格・社会福祉主事任用資格）

業務	雇用期間	受験資格
社協事業全般	令和 9 年 4 月 1 日 ～ ※試用期間あり（6 ヶ月）	○昭和 57 年 4 月 2 日以降に生まれた方 ○下記のいずれかの資格を有する方 ・社会福祉士 ・社会福祉士受験資格 ・社会福祉主事任用資格 〔取得見込（雇用開始日前日までに取得が可能な方）を含む〕 ○普通自動車運転免許を有する方 ○変則勤務が可能な方 ○職務遂行が可能な方
採用予定人員	勤務地	
若干名	堺市総合福祉会館または堺市各区役所内の当会事務所	
※給与・勤務条件等		
◆初任給月額：初任給は採用前の経歴等により加算されることがあります。 【参考】・大学新卒（4 年制の場合）月額 257,488 円（地域手当を含む）。 ・大学（4 年制）卒業後、10 年の経験年数を認められた場合、月額 316,176 円（地域手当を含む）。 各諸手当（扶養手当、住居手当等）については条件に応じて支給されます。また、 期末手当・勤勉手当が支給されます。		
◆勤務時間：午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 3 0 分（月～金曜日） ※必要に応じて時間外勤務が発生する場合があります。		
◆休 暇 等：本会規程の定めにより、年次有給休暇・特別休暇（夏季・結婚・出産等）があります。		

【各試験区分共通事項】

- ◆変則勤務とは、早朝、夜間、土・日・祝日に勤務時間を割り振られた勤務のことです。
- ◆国籍は問いません。但し、日本国籍を有していない方で在留資格において就労等が制限されている方は採用されません。
- ◆次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【重 要】

- ◆受験資格がないこと、また申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。
- ◆資格取得見込者について、雇用開始日前日までに資格を取得できない場合は、合格を取り消します。

② 契約職員（地域福祉に関心のある方）

業務	雇用期間	受験資格
社協事業全般	令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 ※試用期間あり（6 ヶ月） ※業務量・勤務実績等により上限 2 回まで（年度ごと）任用を更新することがあります。但し、上記に限らず、65 歳に到達した後の最初の 3 月 31 日までの期間となります。	○地域福祉に関心のある方 ○普通自動車運転免許を有する方 ○変則勤務が可能な方 ○職務遂行が可能な方
採用予定人員	勤務地	
若干名	堺市総合福祉会館または堺市各区役所内の当会事務所	
※給与・勤務条件等 ◆初任給月額：初任給は採用前の経歴等により加算されることがあります。 【参考】・大学新卒（4 年制の場合）月額 267,448 円（地域手当、期間雇用手当を含む）。 ・大学（4 年制）卒業後、10 年の経験年数を認められた場合、月額 326,176 円（地域手当、期間雇用手当を含む）。 各諸手当（扶養手当、住居手当等）については条件に応じて支給されます。また、期末手当・勤勉手当が支給されます。なお、60 歳を超えての採用および更新の場合は、当会規程に基づく給与月額の支給となります。 ◆勤務時間：午前 9 時 0 0 分～午後 5 時 3 0 分（月～金曜日） ※必要に応じて時間外勤務が発生する場合があります。 ◆休 暇 等：本会規程の定めにより、年次有給休暇・特別休暇（夏季・結婚・出産等）があります。		

〔各試験区分共通事項〕

- ◆変則勤務とは、早朝、夜間、土・日・祝日に勤務時間を割り振られた勤務のことです。
- ◆国籍は問いません。但し、日本国籍を有していない方で在留資格において就労等が制限されている方は採用されません。
- ◆次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - （ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - （イ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【重 要】

- ◆受験資格がないこと、また申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。
- ◆資格取得見込者について、雇用開始日前日までに資格を取得できない場合は、合格を取り消します。

③ 非常勤職員（社会福祉士・主任介護支援専門員・介護支援専門員（条件あり））

業務	雇用期間	受験資格
主に包括支援センター事業等に関する業務	令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 ※業務量・勤務実績等により上限 4 回まで（年度ごと）任用を更新することがあります。但し、上記に限らず、65 歳に到達した後の最初の 3 月 31 日までの期間となります。	○下記のいずれかの資格を有する方 ・社会福祉士 ・主任介護支援専門員 ・介護支援専門員（以下の条件あり） ※令和 9 年度もしくは令和 10 年度中に主任介護支援専門員研修を受講して主任介護支援専門員資格を取得できる見込みがある方（主任介護支援専門員研修の受講要件については、厚生労働省のホームページ等をご確認ください） ※主任介護支援専門員研修の受講費用を当会が負担します。（ただし、この場合は当会で継続して 3 年間の勤務が可能であること。） 〔取得見込（雇用開始日前日までに取得が可能な方）を含む〕 ○普通自動車運転免許を有する方 ○変則勤務が可能な方 ○職務遂行が可能な方
採用予定人員	勤務地	
若干名	堺市総合福祉会館または堺市各区役所内の当会事務所	
※給与・勤務条件等		
◆給与：月額 234,800 円。その他、通勤手当が条件に応じて支給されます。なお、60 歳を超えての採用および更新の場合は、当会規程に基づく給与月額の支給となります。		
◆勤務時間：週 30 時間 月～金曜日（午前 9 時～午後 5 時 30 分）の内、原則週 4 日勤務		
◆休 暇 等：本会規程の定めにより、年次有給休暇・特別休暇（夏季・結婚・出産等）があります。		

〔各試験区分共通事項〕

- ◆変則勤務とは、早朝、夜間、土・日・祝日に勤務時間を割り振られた勤務のことです。
- ◆国籍は問いません。但し、日本国籍を有していない方で在留資格において就労等が制限されている方は採用されません。
- ◆次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - (ア) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - (イ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【重 要】

- ◆受験資格がないこと、また申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。
- ◆資格取得見込者について、雇用開始日前日までに資格を取得できない場合は、合格を取り消します。

④ 非常勤職員（地域福祉に関心のある方）

業務区分	雇用期間	受験資格
社協事業全般	令和 9 年 4 月 1 日 ～ 令和 10 年 3 月 31 日 ※業務量・勤務実績等により上限 4 回まで（年度ごと）任用を更新することがあります。但し、上記に限らず、65 歳に到達した後の最初の 3 月 31 日までの期間となります。	○地域福祉に関心のある方 ○普通自動車運転免許を有する方 ○変則勤務が可能な方 ○職務遂行が可能な方
採用予定人員	勤務地	
若干名	堺市総合福祉会館または堺市各区役所内の当会事務所	
※給与・勤務条件等 ◆給与：月額 234,800 円。その他、通勤手当が条件に応じて支給されます。なお、60 歳を超えての採用および更新の場合は、当会規程に基づく給与月額の支給となります。 ◆勤務時間：<u>週 30 時間</u> 月～金曜日（午前 9 時～午後 5 時 30 分）の内、原則週 4 日勤務 ◆休 暇 等：本会規程の定めにより、年次有給休暇・特別休暇（夏季・結婚・出産等）があります。		

〔各試験区分共通事項〕

- ◆変則勤務とは、早朝、夜間、土・日・祝日に勤務時間を割り振られた勤務のことです。
- ◆国籍は問いません。但し、日本国籍を有していない方で在留資格において就労等が制限されている方は採用されません。
- ◆次のいずれかに該当する人は受験できません。
 - （ア）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - （イ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

【重 要】

- ◆受験資格がないこと、また申込書類の記載事項が正しくないことが判明した場合には合格を取り消すことがあります。
- ◆資格取得見込者について、雇用開始日前日までに資格を取得できない場合は、合格を取り消します。

2. 試 験

《一次試験》

- ① 日 時 令和8年11月21日（土）9時00分～（時間厳守）
- ② 場 所 堺市総合福祉会館
- ③ 試験内容 一般教養試験、小論文試験、書類審査

一次試験の結果は、合格・不合格にかかわらず受験者全員に郵送で通知します。

《二次試験》

一次試験の合格者を対象に実施します。集合時間等の詳細は郵送で通知します。

- ① 日 時 令和8年12月16日（水）（予定）
- ② 場 所 堺市総合福祉会館
- ③ 試験内容 口述試験（個別面接）

二次試験の結果（最終合格発表）は、合格・不合格にかかわらず二次試験受験者全員に、郵送で通知します。

最終合格者と採用補欠者（採用辞退や今後の欠員状況等に応じて採用する人）を決定する場合があります。採用補欠者となった人には、結果通知書を郵送する際に、採用補欠者である旨をお知らせします。採用補欠者については、今後の欠員状況等に応じて採用を決定するため、採用されない場合があります、雇用開始日前日までに採用の通知がない場合は採用されません。

また受験者数が採用予定人員以下であっても、試験成績によっては不合格となります。

※悪天候等により試験日が変更になる場合があります。詳しくは申込書受付時にお渡し（又は郵送）する「注意事項」をご確認ください。

3. 受付期間・提出書類等

受付期間：令和8年11月16日（月）まで（土、日、祝日除く）

※郵送の場合は、返信用封筒（110円切手貼付）を同封のうえ、簡易書留にて送付してください。（11月16日（月）必着）

受付時間： 午前9時00分～午後5時30分

受付場所： 社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 総務課（堺市総合福祉会館1階）

《受験申込み・提出書類》

- 1. 本会所定の職員採用試験申込書（写真貼付）

※黒のボールペンまたは黒インクで記入してください。（消えるボールペン、鉛筆、シャープペンシルは使用不可）

- 2. 本会所定の受験票（申込書と同一の写真を貼付すること）

- 3. 資格証明書類

※試験区分に応じて、各資格を有することが証明できる書類を提出してください。

○社会福祉士

社会福祉士の資格証明書（写）など

○社会福祉士受験資格

社会福祉士国家試験の受験票（写）など

○社会福祉主事任用資格

大学等の卒業（見込）証書（写）と指定科目の履修証明書、指定教育機関等が発行する社会福祉主事任用資格取得過程の修了証明書（写）など

※社会福祉主事任用資格を取得するには、次の（ア）～（ウ）のいずれかに該当することが必要です。

（ア）社会福祉法により、学校教育法に基づく大学等（福祉系の大学等に限りません）におい

(イ) 社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること
(ウ) 社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること

主任介護支援専門員（更新）研修修了証（写）など

介護支援専門員証（写）など

4. その他

- 試験申込書・受験票（所定用紙）は、堺市社会福祉協議会総務課及び各区事務所（各区役所内）、堺市総合福祉会館受付窓口でお渡しするほか、本会ホームページ

- ・試験当日は、受験票がないと受験できませんので、必ず持参してください。
- ・試験当日は、集合時間に遅れますと受験できません。十分注意してください。
- ・試験申込に関する提出書類はお返しできません。
- ・受験に際して取得した個人情報とは適正に管理し、採用試験及び採用に関する事務以外の目的の使用は行いません。また、今後本会職員の募集に関する案内等を行う場合があります。

社会福祉法人 堺市社会福祉協議会 総務課
〒590-0078 堺市堺区南瓦町 2 番 1 号

URL : <https://www.sakai-syakyo.net>

